

## 令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画からの主な変更点等

## I 公共用水域の水質測定計画

## 5 測定項目及び測定頻度

## (1) 河川 (本体3、6、7ページ)

## ① 生活環境項目

令和4年度の大腸菌数の測定の結果、年間を通じた評価で環境基準未達成となった地点の測定回数を年12回に原則重点化する(測定回数が年6回の11地点(令和4年12月時点))。

## ② 健康項目 変更なし

## ③ 要監視項目

従来どおりの考え方にに基づき、令和5年度は次のグループ1の10項目を測定する。

28項目について、過去の検出項目は毎年測定し、その他の項目は3グループに分類し3年で一巡するように測定する(3年ローリング)。

区分	検出項目 (3項目・毎年)	その他の項目 (25項目・3年ローリング)
グループ1 (令和5年度)	ニッケル モリブデン 全マンガン	農薬A <sup>※1</sup> 、フェノール、ホルムアルデヒド(10項目)
グループ2 (令和6年度)		オキシシン銅、フタル酸ジエチルヘキシル、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン(4項目)
グループ3 (令和7年度)		VOC等 <sup>※2</sup> 、フェニトロチオン、イソプロチオラン、フェノブカルブ、アンチモン、ウラン(11項目)

※1 農薬A(8項目): イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、イプロベンホス、クロルニトロフェン

※2 VOC等(6項目): クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

## ④ 特殊項目 変更なし

## (2) 湖沼 (本体3、4、8ページ)

## ① 生活環境項目 変更なし

## ② 健康項目

従来どおりの考え方にに基づき、令和5年度は次のグループ1の13項目を測定する。

調査開始以来、測定値が環境基準を超過したことがなく、また発生源からの汚濁物質の流入が少ないことから、測定項目を2グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ1 (令和5年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ふっ素、ほう素(13項目)
グループ2 (令和6年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 <sup>※</sup> 、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサソ(13項目)

※アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

### (3) 海域 (本体4、8ページ)

- ① 生活環境項目 変更なし
- ② 健康項目

その他の富山湾海域においては、従来どおりの考え方に基づき、令和5年度は次のグループ1の16項目を測定する。

その他の富山湾海域の5地点においては、過去の検出状況を踏まえ、測定項目を2グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ1 (令和5年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>※2</sup> (16項目)
グループ2 (令和6年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 <sup>※1</sup> 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>※2</sup> 、1,4-ジオキサン (9項目)

※1 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については毎年測定する。

- ③ 要監視項目 変更なし
- ④ 特殊項目等 変更なし

## II 地下水の水質測定計画

### 4 調査区分ごとの調査概要

#### (1) 概況調査 (本体14、17、18、22ページ)

測定地点選定は、従来どおりの考え方に基づき、令和5年度は10市4町の76地点で測定を実施する。

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定し、測定地点は、各調査区域をさらに4つに分割した2kmメッシュ毎に定点1地点を設定する。

測定は、毎年4kmメッシュ毎に1地点で行い、2kmメッシュ毎に設定された4つの定点を4年で一巡する。

#### (2) 継続監視調査 (本体15、16、19ページ)

継続監視調査を実施しているいずれの地域においても、継続的に環境基準を達成していないため、令和5年度も継続監視調査を行う。

なお、新たな地下水汚染などは発見されていないため、新たに継続監視調査を実施する地域はない。

(参考) 継続監視調査の終了までの流れ

- ① 継続監視調査を実施している地域の全ての調査地点において、3年以上、環境基準値以下

↓

- ② ①の次年度

過去の調査結果を踏まえて、最も濃度の高い季節に継続監視調査と同じ調査地点において、年1回の調査を行い、全ての調査地点で環境基準値以下

↓

- ③ 当該地域での継続監視調査を終了

※4年後に環境基準の達成状況を確認するため再度調査を実施